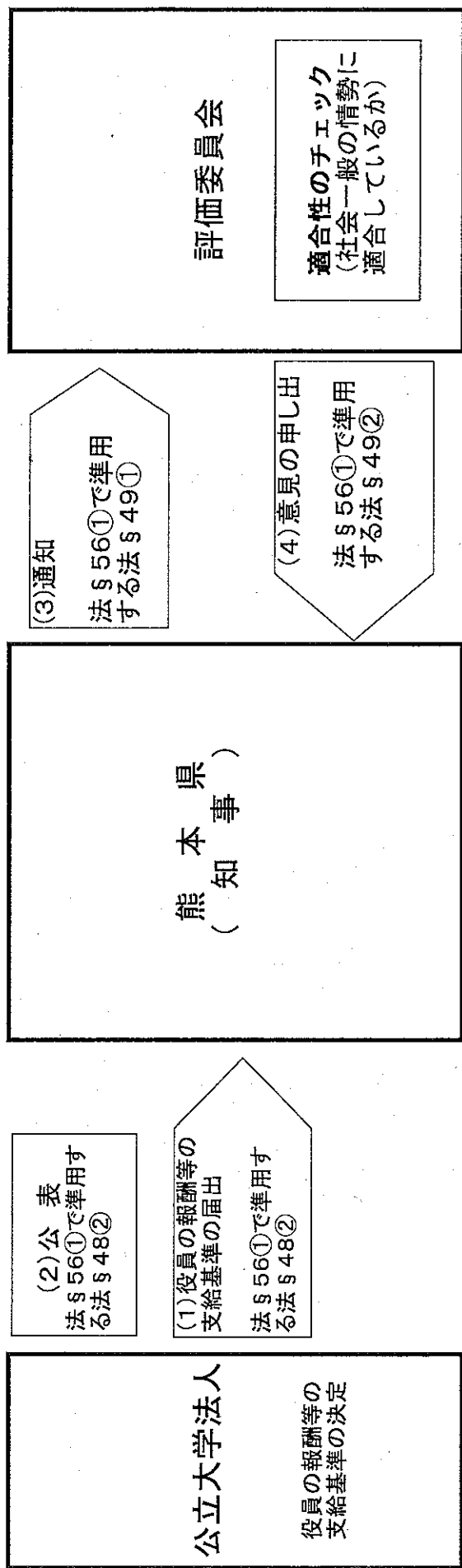


役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申し出の概要



地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

県情文第 189 号
平成 22 年 7 月 13 日

熊本県公立大学法人評価委員会委員長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



公立大学法人熊本県立大学の役員報酬の支給基準の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり平成 22 年 3 月 31 日付け熊県大第 598 号で公立大学法人熊本県立大学蓑茂壽太郎理事長から届出がありましたので、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する第 49 条第 1 項の規定により通知します。

熊県大第 598 号
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大
理事長 養茂 壽太郎



役員の報酬等の基準及び職員の給与の基準の変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項の規定により準用する同法第 48 条第 2 項の規定及び同法第 57 条第 2 項の規定により届け出ます。

平成21年度 法人役員及び職員の給与の改定等について

1 人事委員会勧告を踏まえた改定

社会一般の情勢に適合した給与にするため、人事委員会勧告に準拠し、月例給与及び期末・勤勉手当の引下げ改定を行った。

(1) 役員

① 期末手当

年間3.35月支給を同3.10月支給に引下げ(0.25月分の引下げ)

(2) 職員

① 基本給表

平均0.2%引下げ(若年層を除く。管理職層は0.3%引下げ)

② 住居手当

自宅に係る住居手当、月額3,500円を3,000円に引下げ

③ 期末・勤勉手当

年間4.50月支給を同4.15月支給に引下げ(0.35月分の引下げ)

《参考：熊本県人事委員会勧告(H21.10.9)の概要》

平成21年4月分の県職員の給与が民間給与を1,088円(0.28%)上回っていること、及び期末・勤勉手当の年間支給額が民間より0.36月分上回っていることから、「月例給与」と「期末・勤勉手当」の引下げを勧告

2 設立団体(熊本県)の財政再建の取組みを踏まえた削減

設立団体である熊本県の財政再建の取組みを踏まえ、役員及び事務職員の基本給の削減を行った。

(1) 役員

① 削減内容

基本給月額5%削減

② 削減期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3ヶ年)

(平成22年3月の改定により、期間を平成22年3月31日から2ヶ年延長)

(2) 事務職員

① 削減内容

- ・管理職 基本給月額5%削減
- ・管理職以外の職員 基本給月額3%削減

② 削減期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3ヶ年)

公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則

平成18年4月1日

熊県大規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下「常勤役員」という。）については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与（期末手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額を、次表に定める号給とする。

号給	基本給月額
1	728,000
2	784,000
3	843,000
4	922,000
5	994,000

2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に応じ、同項の規定による基本給月額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事 日額 30,000円
- (2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の例による。

(期末手当)

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年3月31日熊県大規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日熊県大規則第1号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日熊県大規則第3号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 新旧対照表の1

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則第28条 第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」 とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>(期末手当) 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条 第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」 とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>規 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>

公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 新旧対照表の2

現 行	改 正 案
<p>附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。 附 則 この規則は、平成21年6月1日から施行する。</p>

公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 新旧対照表の3

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>(期末手当) 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>附 則 この規則は、平成21年12月1日から施行する。</p>

(参考)

公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（平成18年4月1日 熊県大規則第25号）

関係規定のみ 抜粋

第3節 賞与

(期末手当)

- 第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第27条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第32条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、理事長が定める職員を除く。第30条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満100分の60
 - (4) 3箇月未満100分の30
- 3 再雇用職員に対する前項の規定については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給、基本給調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上で理事長が定めるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額、基本給調整額の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給、基本給調整額の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

公立大学法人熊本県立大学の役員及び職員の給与の特例に関する規則

平成21年3月31日

熊本大規則第3号

(役員の基本給月額の特例)

第1条 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における公立大学法人熊本県立大学の役員の基本給月額は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、同条の定める額とする。

(事務職員の基本給月額の特例)

第2条 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の適用を受ける事務職員の基本給月額は、職員給与規則第11条及び第12条の規定にかかわらず、これらにより定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる事務職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、基礎額とする。

- (1) 職員給与規則第14条の規定により管理職手当が支給される職にある事務職員
100分の5
- (2) 前号に掲げる事務職員以外の事務職員 100分の3

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(第2条の規定の適用の特例)

- 2 職員給与規則附則第6項から第8項までの規定による基本給を支給される職員に関する第2条の規定の適用については、同条中「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と職員給与規則附則第6項から第8項までの規定による給与の額（以下「職員給与規則附則の規定による給与の額」という。）との合計額」と、「基礎額と」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算定の基礎となる基本給月額は、基礎額から、職員給与規則附則の規定による基本給の額を除いた額）と」とする。
- 3 第2条に規定する事務職員の区分は、熊本県からの派遣職員については、当該職員が公立大学法人熊本県立大学に派遣された時点における職の区分を適用するものとする。

附 則（平成21年3月31日熊県大規則第3号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日熊県大規則第7号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の役員及び職員の給与の特例に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(役員の基本給月額の特例) 第1条 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における公立大学法人熊本県立大学の役員の基本給月額、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、同条の定める額とする。</p>	<p>(役員の基本給月額の特例) 第1条 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における公立大学法人熊本県立大学の役員の基本給月額は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、同条の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p>